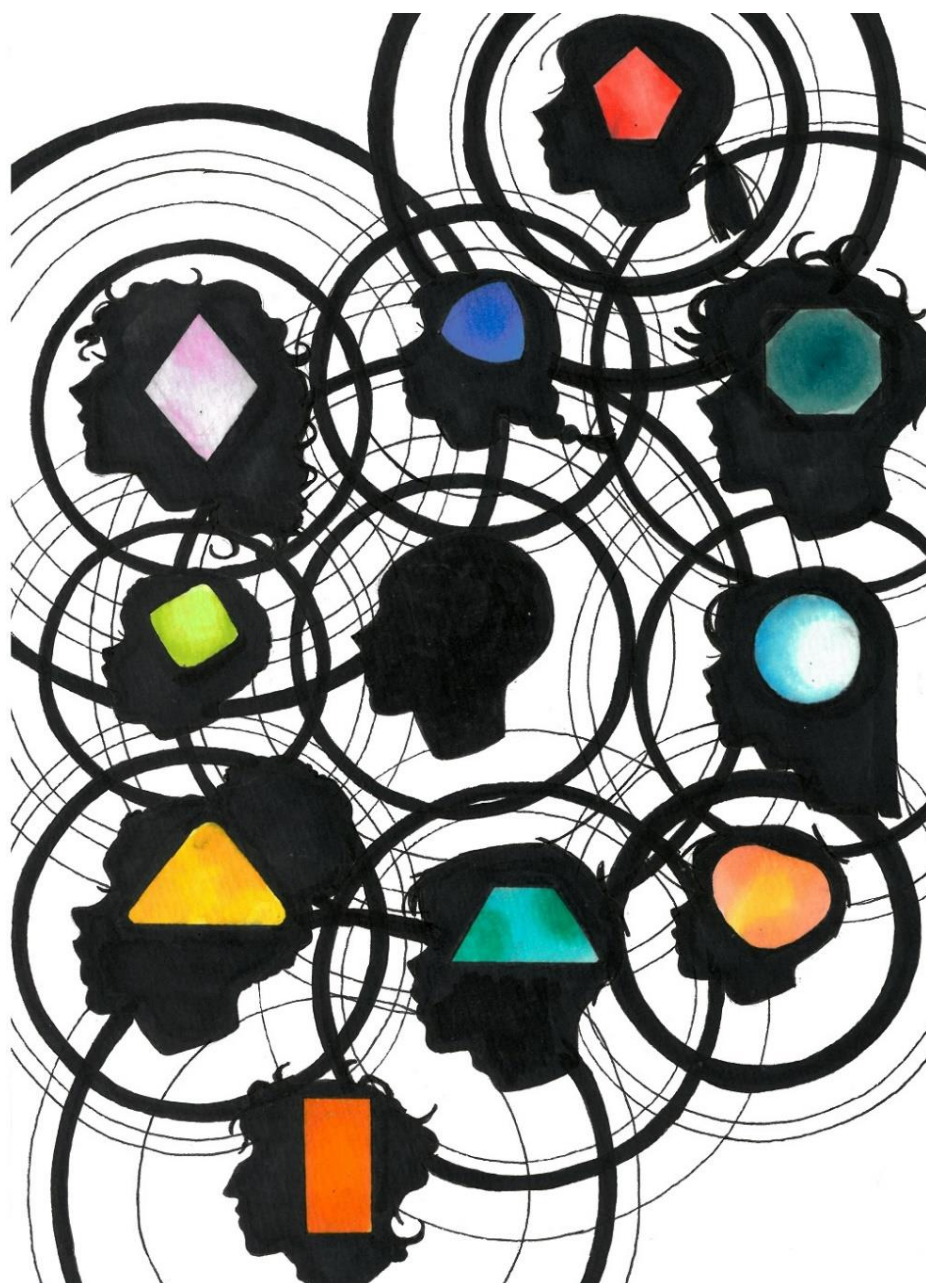


栃木県人権教育指導資料

じんけんコンパス I



令和8(2026)年3月

栃木県教育委員会



令和7(2025)年度人権に関する作品コンクール
イラストの部 入賞作品
『個人の色を大切に』
佐野日本大学中等教育学校 宇津木 舞 さん

目次

○はじめに

第1章 とちぎの人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1. 人権を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 本県の人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 本県の人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4. 各校における人権教育の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
5. 本指導資料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第2章 幼児教育における人権教育推進チェックリスト・・・・・・・・・・・・・37

1. こどもの人権を尊重した保育をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
2. 人権が尊重された雰囲気や環境に関するチェックシート・・・・・・・・・・・・・39
3. 豊かな人間性に関するチェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

第3章 小学校・中学校・義務教育学校の指導事例・・・・・・・・・・・・・43

1. 家庭での仕事の分担を考えよう【小5・家庭科】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
2. 「こどもの人権」について考えよう【小5・学級活動】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
3. インターネットによる人権侵害について考えよう【中1・学級活動】・・・・・・・・・・・・・54
4. 部落差別(同和問題)について考えよう【中3・社会科】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
5. 拉致問題について考えよう【中3・社会科】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

第4章 高等学校・特別支援学校の指導事例・・・・・・・・・・・・・67

1. 赤ちゃんとの生活から、男女の家事・育児の分担を考えよう【高・HR】・・・・・・・・・・・・・68
2. こどもの人権について学ぼう【特支(小)・学級活動】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
3. 部落差別(同和問題)への理解を深めよう【高・HR】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
4. 多様な性について考えよう【高・HR】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

第5章 社会教育における学習プログラム・・・・・・・・・・・・・87

- 【説明】資料の特徴と学習プログラムの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
1. 大人ができることって？～ネット社会に生きるこどもたちのために～・・・・・・・・・・・・・92
 2. その言葉、本当に大丈夫？～女性が自分らしく活躍できる社会をめざして～・・・・・・100
 3. 意識していますか？こどもの気持ち・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
 4. 部落差別(同和問題)と私たちの選択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112

○作成委員一覧

はじめに

国連によって策定された人権教育の推進を目的とした「人権教育のための世界計画」は、おもな対象を「子どもと若者」として第5フェーズ(2025～2029年)を迎え、「デジタル技術と人権」や「環境と気候変動」、「ジェンダー平等」を重点分野として動き出しています。

国内においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第7条に基づいて策定されている「人権教育・啓発に関する基本計画」が約23年ぶりに改定されました。

「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」では、国際的な要請が高まっている「ビジネスと人権」についての内容が盛り込まれ、「各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるような人権教育・啓発を実施することが求められる」と締めくくられています。

また、前計画においては個別の人権課題の1つとしての位置付けであった「インターネットによる人権侵害」は、「個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解決することは、各人権課題を解消する上でも不可欠である」という観点から、「課題横断的な人権課題に対する取組(インターネット上の人権侵害)」として位置付けられました。

このような人権をめぐる大きな動きの中、県教育委員会においては、「栃木県人権教育基本方針」(平13.11.6決定)に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(平15.4.1施行)及び「栃木県人権施策推進基本計画(2026～2035)」等を踏まえ、県内全ての学校全ての地域において人権教育を推進しています。

その推進に当たっては、「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」に掲げた基本施策の1つである「人権尊重の精神を育む教育の充実」のもと、「自他を大切に共生社会の実現に向けた教育の推進」「指導者の人権意識の高揚と指導力の向上」「人権に関する学習や啓発の充実」に取り組んでいくとともに、「人権教育推進の手引」にのっとり、全ての教育活動を通じて人権尊重の精神の涵養を図ることとしています。

この人権教育指導資料は、5年に一度実施される人権教育推進状況調査の結果を踏まえ、調査の翌年度に作成されます。作成には県教育委員会事務局(教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・生涯学習課・総合教育センター・各教育事務所)の人権教育担当指導主事及び県立学校教員が当たりました。

本指導資料の積極的な活用を通じて、児童生徒の「差別解消を図るための資質・能力(育てたい資質・能力)」を育成し、自分の人権を守り、他者の人権も守ろうとする意欲や意識を高めるのと同時に、人権教育を推進する指導者が自らの人権意識を高め、人権尊重社会の形成者としての責任と自覚をもってそれぞれの役割を果たすことを願っています。

栃木県教育委員会